

UNION NEWS

NO.056
2025.06.25

中央大学教員組合 中央大学職員組合 附属中高教員組合 杉並高校教員組合 横浜中高教員組合

第 5 回春闘統一団交報告 (2025.06.17)

ベア対象外の専任教職員に特別支給金 3 万円 賃金交渉は、妥結へ

中央大学教員組合、中央大学職員組合、中央大学附属中学校高等学校教員組合、中央大学杉並高等学校教員組合、中央大学附属横浜中学校高等学校教員組合（以下、四教組または五組という）は、2025 年 6 月 17 日 19 時から約 3 時間にわたり、学校法人中央大学と第 5 回目となる春闘統一団交を拡大形式で行い、理事会から当該ベア対象外となる専任教職員に特別支給金を支給するとの回答を得て、前回団交で得た若年層へのベア回答と併せて賃金交渉を妥結するものとなりました。

お忙しいところ、団体交渉にお集まりいただきたり、メッセージをお寄せくださったりした多くの組合員の皆様に、心より厚く御礼申し上げます。

改正私立学校法と改正中央大学基本規定（寄附行為） に基づく法人運営の在り方について

四教組は、安んじて研究・教育に励むことができるようにとの願いを込めて、より一層、法人運営の透明性を高め、学校法人を舞台とした不祥事を未然に防いでいただきたいと、要求しています。

以下、第 5 回団交で確認した理事会回答・説明の概要を記するとともに、これに対する四教組の見解をお伝えします。

◆ 評議員会の傍聴について

➤ 理事会回答

評議員会は、理事会を監視・監督する機能を担う観点から非公開とするが、法が要請する透明性の担保という観点から、議事概要と資料を開示する。四教組からの傍聴要求は、御意見として承る。

理事会は、組合が 1965 年 5 月から継続的に傍聴してきたという事実は、認めました。しかし、これをもって労使慣行であるとは認めず、組合が被る不利益性も認めませんでした。理事会曰く、傍聴は、労働条件ではなく、都度、評議員会が認めてきたものであり、歴史的には組合よりも学生団体の方が先だった、

等々。しかし、これらは、評議員会の審議事項（この法人の事業計画や予算）が労働条件と密接にかかわるものであることや、傍聴の継続性；組合による傍聴は 60 年間にも及ぶという事実に着目していないものと言えます。

◆ 評議員会の構成について

➤ 理事会回答

この度の基本規定改正に係る諮問・答申は、いったん区切りがついており、それを見直す検討もしていないが、基本規定諮問委員会の答申で指摘された評議員会構成に係る課題は機関として継承する。

基本規定の見直しにあたり、理事会は、当初、評議員会の構成を教職員、本学の卒業生（学員）、そして学識経験者を 3 分の 1 ずつとする案を示していました。

その後、見直し案は、理事会のもとに設置された基本規定諮問委員会への諮問・答申を経て、評議員会は、学部長・研究科長、校長、専任職員（計 16 人）、学員（30 人）、学識経験者その他（4 人）とする構成に至りました。

上述の諮問委員会答申において、学識経験者その他の評議員の比率を高めることについて引き続き務める必要性が確認されており、今回の団交で、理事会は、その課題を継承すると、回答しました。

◆ 評議員の選・解任について

➤ 理事会回答

評議員選任委員会議事概要の開示に関する検討の必要は、認めない。

改正私立学校法の施行を受けて、評議員を選・解任する機関が常置されます。

本学においては、評議員選任委員会がこれに該当し、当該委員会の委員長は、評議員会議長が務め、会議を主宰します。

評議員選任委員会は、理事長と評議員会に選任結果と解任評議員の氏名・解任事由を報告しますが、選任理由は、報告しません。

組合が、選任理由の報告を求めないのは何故かと理事会に尋ねたところ、理事会は、選任が適正かつ公

正に行われるように規則を定めたことによると、応答しました。それゆえにまた、理事会は、評議員選任委員会の議事概要の開示を検討する必要があるとの認識を示しました。

果たして、評議員選任の適正性と公正性が十全に担保されていると言えるのか、注視が求められます。

◆ 法人運営の透明性の担保

➤ 理事会回答

- ✧ 理事会と評議員会は、この法人の管理運営に関わる重要事項を決定する機関であることから、議事概要を開示する。
- ✧ 常務理事会は、理事会決定に基づいて業務に当たる機関であるため、議事概要を開示しない。
- ✧ 運営協議会は、協議機関であり、法人として議事録を公開する予定はないが、運営協議会の了承を経て各教授会に情報提供がなされることを想定している。

運営協議会は、学部長理事制の廃止を背景として新たに設けられた機関であり、下記、付帯決議において、法人と教学による十分な意思疎通の機能を持つよう整備するものとされています。今後の制度運用に注視が求められます。

関連して、運営協議会には、附属学校が必ずしも明確に位置付けられているとは言えず、附属学校の将来計画等に関する法人機関への意思反映は、校長と担当常任理事との間で行われる不定期の「話し合い」によっていることに注意を要します。

私立学校法改正に伴う学校法人中央大学（寄附行為）の改正に関する理事会付帯決議について

今般、私立学校法が改正されることに伴い、学部長・研究科長を理事ではなく評議員とするなど、管理運営体制を大幅に見直すこととするが、本学理事会は、これまで教学、とりわけ中央大学の教学部門との意思疎通について十全に配慮することを法人の管理運営の基本方針のひとつに据えてきており、この方針は、従前どおり堅持する。

ついては、学校法人中央大学基本規定（寄附行為）（以下「基本規定」という。）の改正に際しては、この管理運営の基本を担保するため、以下の決議をするものとする。

1. 教務役員会に代わる会議体として基本規定で設置する運営協議会に関する規程を別途制定するにあたっては、教務役員会の場合など

を通じて教学の意見を十分に踏まえることとする。また、運営協議会は法人と教学による十分な意思疎通の機能を持つよう所要の整備を行う。

2. 副学長 1 人を理事とすることについては、現行の副学長制度（副学長の位置づけ、権限、選任手続き等）が中央大学の教学部門において早急に検討されることを前提に、そのあり方や就任時期等を含めて検討し、現理事会の任期中に結論を得る。

以上

賃金について

◆ 理事会第三次回答

➤ 専任大学教員限定の特別支給金

今春闘は、第一次回答（書面）においてベアゼロ回答が示された後、第二次回答において、専任中高教員・職員の大卒初任給を 25 万円に引き上げることを柱とする若年層を対象としたベアが示されました。しかし、他の教職員に対しては、何も示されず、あまつさえ理事会が交渉の前提を覆したことにより、五組は、6 月 13 日付で抗議書を提出し、理事会に再考を求めて今回の団交を迎えました。

今回の団交において、理事会は、専任中高教員と専任職員に対しては若年層にベア回答したとして、ベアの必要性を認めない専任大学教員に対しては、特別支給金 3 万円を支給するとの回答を示しました。

これに対して五組は、理念や政策が感じられない回答であると反論し、ベアのない専任大学教員はもとより、本俸が改定されない専任中高教員、専任職員、そして嘱託職員も支給対象とするよう求めました。

すると、理事会も妥協の産物であると認め、検討のための整理休憩を挟み、次のとおり第四次回答を組合に示しました。

◆ 理事会第四次回答

➤ ベアのない専任教職員のすべてに対し、特別支給金 3 万円を支給する

ただし、理事会は、個別契約に拠っていることと、その契約において物価上昇等を考慮していることを理由として、嘱託職員を支給対象から外しました。

やむを得ず、五組は、第四次回答をもって妥結することとしました。

なお、妥結に際して、前回団交で示された専任職員のベア対象号俸の延伸を職組が求めたところ、原資（約 2,840 万円）内で調整するものとし、別途、事務折衝を行う旨、合意しました。

次回団交は、整理団交として申し入れ

五組は、次回団交を 2025 年春闘統一団交において話し合ったことを整理するための団交（整理団交）として申し入れました。

これに対して、理事会から、整理団交に臨むにあたり、まずは事務折衝を挟みたいとの申し入れがあり、五組は、これに応じて事務折衝を行うこととし、また、そのうえで、整理団交を行うこととしました。

以上

今春闘における賃金交渉のまとめ（職組、事務折衝結果反映版）

本俸・本人給の改定

- (1) 専任中学校・高校教員
大卒初任給を 25 万円に引き上げ、教諭 1 号俸から 9 号俸（6 号俸を除く）を改定する。（※1 専任中高教員のペア）
- (2) 専任職員
大卒初任給を 25 万円に引き上げ、書記 2 級 1 号俸から 8 号俸及び副主事 3 級 1 号俸から 5 号俸を改定する。（※2 専任職員のペア）
- (3) 改定原資
約 2,960 万円（※3）
- (4) 実施日
2025 年 4 月 1 日に遡及し、協定が整い次第、清算する。

2. 特別支給金

- (1) 支給金額
30,000 円
- (2) 支給対象
2025 年 12 月 1 日に在籍する専任大学教員、専任中学校・高校教員、専任職員を対象とする。但し、上記 1. のとおり、2025 年度に本俸が改定される者及び特任教員のうち、官公庁から派遣されている者で、事前の取り決めにより給与の取り扱いが決まっている者を除く。
- (3) 必要原資
約 3,880 万円（※4）
- (4) 支給日

- ◇ 年末一時金支給のある教職員
年末一時金支給時
- ◇ 年末一時金支給のない教職員
2025 年 12 月給与支給時

3. 夏期・年末一時金

- (1) 夏期一時金
 - ◇ 支給月数 3.0 ヶ月
 - ◇ 支給日 6 月 30 日
- (2) 年末時金
 - ◇ 支給月数 3.8 ヶ月
 - ◇ 支給日 12 月 10 日
- (3) 算定基礎
従来どおり。但し、夏期一時金は改定前本俸に基づいて暫定支給するものとする。

以上

（※1）専任中高教員のペア（改定原資約 130 万円）

年齢	身分	本俸	定昇額	改定額
22	教 諭	250,000	—	37,100
23	教 諭	256,200	6,200	27,000
24	教 諭	263,800	7,600	18,800
25	教 諭	283,900	20,100	7,500
26	教 諭	295,600	11,700	4,000
27	教 諭	307,700	12,100	1,000
28	教 諭	319,900	12,200	0

※調整手当を除く。

（※2）専任職員のペア（改定原資約 2,830 万円）

年数	資格	本人給	定昇額	改定額
1 年目 4 月	書 記	250,000	—	52,100
2 年目 4 月	書 記	254,000	4,000	40,300
3 年目 4 月	書 記	258,000	4,000	27,700
4 年目 4 月	書 記	262,000	4,000	15,100
4 年目 7 月	副主事	266,600	4,600	11,000
5 年目 4 月	副主事	276,700	10,100	7,000
6 年目 4 月	副主事	287,500	10,800	4,000
7 年目 4 月	副主事	300,300	12,800	3,000
8 年目 4 月	副主事	311,000	10,700	2,000
9 年目 4 月	副主事	320,200	9,200	0
9 年目 7 月	主 事	340,100	19,900	0

※職能給を除く、大卒モデル。

（※3）本俸・本人給改定原資

後日、事務折衝にて専任職員のペア調整を行った結果、改定原資は約 2,970 万円から約 10 万円減少し、約 2,960 万円となりました。

（＊4）特別支給金原資

後日、事務折衝にて専任職員のベア調整を行った結果、特別支給金支給対象者が減少し、当該必要原資は、約 3,930 万円から約 60 万円減少し、約 3,880 万円となりました。

【 記 録 】

第5回春闘統一団交

日 時 2025 年 6 月 17 日 19 時～22 時 4 分

場 所 多摩校舎 1 号館 1410 号室＋Webex

出席者 常任理事 松 本 雄一郎 氏

常任理事 石 井 靖 氏

常任理事 大 貫 裕 之 氏

常任理事 塚 原 由紀夫 氏

常任理事 中 島 康 予 氏

理 事 谷 聖 子 氏

（事務局）

曾我総務部長、町田経理部長、斉藤管財部長、米川人事部長、柘植人事部副部長、鈴木人事企画労務担当課長、八戸人事企画労務担当課長

議 題 2025 年度春闘四組統一要求について

2025 年度春闘五組統一要求について

以上

基本合意の後、事務折衝していた教職員年金掛金の
激変緩和策も合意へ

1. 予定利率

2.5%

2. 保険料率

99/1000

（内訳）

期 間	対 象	保険料 /1000	負 担 割 合
2025.10 -2026.9	専任教職員 法 人	41.7 57.3	42.1% 57.9%
2026.10 -2027.9	専任教職員 法 人	42.4 56.6	42.8% 57.2%
2027.10 -2028.9	専任教職員 法 人	43.0 56.0	43.4% 56.6%

（原資）

約 1,200 万円／30 ヲ月 （＊）

3. 給付率

一時金の給付率（別表第 4）について、以下のとおり改定する。

加入年数	給付率
1 年	0.520（現行 0.510）
2 年	1.040（現行 1.030）

4. 実施日

2025 年 10 月 1 日

5. 確認事項

- （1） 第一生命株式会社は、2025 年度より給付専用口座とし、シェアアウトする。
- （2） 2025 年 10 月から 2027 年度までの全ての掛金を特別勘定に充てることとし、特別勘定の期待リターンは 3.5%とする。
- （3） 次回の財政見直しは、2028 年度とし、2027 年度中に財政検証を行う。

以上

（＊）事務折衝の結果、原資が約 60 万円増えました。